

家畜衛生情報誌 第120号

対馬



万松院にて

令和6年 冬号

長崎県対馬振興局農林水産部

家畜衛生課(対馬家畜保健衛生所)

〒817-0322 長崎県対馬市美津島町鶏知乙110-4

☎ :0920-54-2179 FAX:0920-54-3149

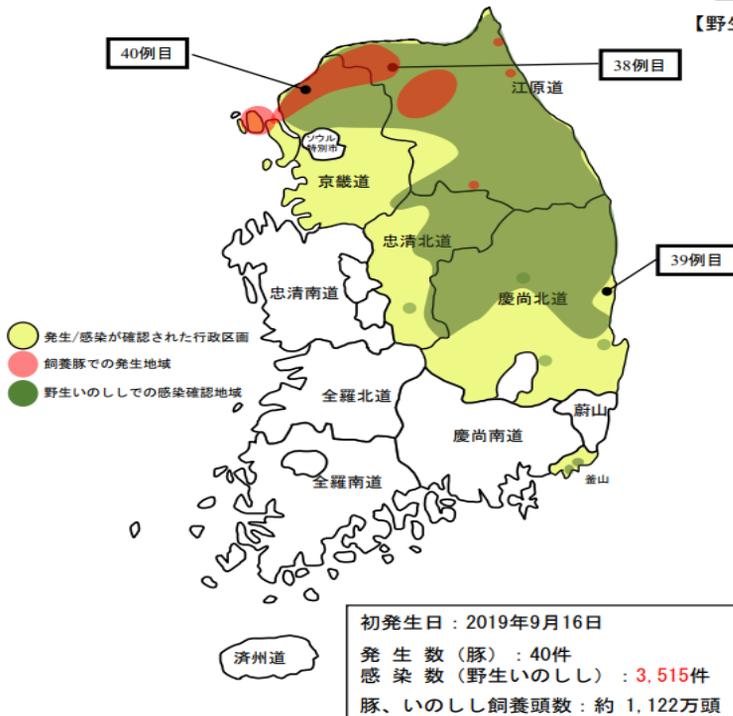
e-mail : s14220@pref.nagasaki.lg.jp

韓国でアフリカ豚熱が発生しています

令和5年12月以降、韓国釜山の野生イノシシでアフリカ豚熱の発生が確認されています。対馬は釜山との定期航路が就航していることから、侵入リスクは非常に高い状況です。**死亡したイノシシを発見された場合は当所までご連絡ください。**

韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況

2024年1月23日時点



【野生イノシシでの事例】（単位：件）

京畿道	坡州市	100
	漣川郡	418
	抱川市	94
	加平郡	62
	鉄原郡	37
	華川郡	426
	春川市	222
	横口郡	81
	麟蹄郡	158
	高城郡	12
	寧越郡	246
	襄陽郡	36
江原道	江陵市	110
	洪川郡	63
	平昌郡	46
	寧寧市	1
	旌善郡	179
	横城郡	63
	三陟市	99
	原州市	83
	太白市	19
	東海市	8
	丹陽郡	173
	漣川市	91
	報恩郡	73
忠清北道	槐山郡	12
	陳城市	1
	忠州市	103
	尚州市	85
	蔚珍郡	54
	慶安郡	64
	家州市	12
	醴泉郡	11
慶尚北道	奉化郡	59
	盈徳郡	66
	安東郡	24
	美羅郡	57
	曹川郡	43
	浦項市	14
	永川市	7
	義城郡	2
	釜山広域市	1
合計		3,515

※ 韓国当局公表資料等の情報を元に作成
飼養頭数：FAO統計（2021）による
※ 赤字は2024年1月19日時点から更新

定期報告をお願いします

家畜伝染病予防法により、**愛玩目的も含めて**家畜・家きんを1頭（羽）以上飼養している方は、毎年**2月1日時点**の家畜使用状況等の定期報告が、家畜の所在地を管轄する都道府県知事に提出が必要となります。

定期報告に必要な情報を記入していただき、提出期限内にお願いします。

■提出期限

①牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚およびいのしし

→**令和6年4月15日まで**

②鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥およびだちょう

→**令和6年6月17日まで**

ご不明な点などありましたら、当所までお問い合わせください。

牛アルボウイルス感染症サーベイランス検査結果について

ヌカカなどの吸血昆虫が媒介して家畜等に感染するウイルスを総称して「アルボウイルス」といいます。吸血昆虫の行動が活発化する夏から秋にかけて流行し、牛に感染すると熱性疾患や異常産などを引き起こします。今年度の標記サーベイランスにおいては対馬地域へのウイルスの侵入は確認されませんでした。県内3地域6農場で流行性出血病ウイルス血清型6、3地域4農場でディアギョラウイルス、1地域2農場でブルータングウイルスの流行が確認されました。

現在、対馬地域ではアルボウイルスの関与を疑う異常産子は確認されてませんが、今後発生させないためにも、**吸血昆虫の発生しにくい農場作り**および、4月からの**異常産ワクチンの接種**をお願いします。

異常産の例



チュウザン病（農研機構HPより）

吸血昆虫の発生予防

- 発生源である水溜りをなくす
- 薬剤散布を行う
- 防虫ネットを設置する
- 畜舎周辺の草刈りを行う 等

異常産ワクチン接種

母牛への接種

初年度	4月 	5月 	6月
	1回目	2回目	ヌカカによる感染時期
次年度以降	4月 	5月	6月
	1回注射		ヌカカによる感染時期

家畜市場成績

令和5年12月2日、14日にそれぞれ、吉岐家畜市場、熊本家畜市場が開催され、対馬から9頭（黒毛）、18頭（褐毛）が出荷されました。（ ）は去年同時期の成績。

		取引頭数 (頭)	最高セリ 価格 (円)	平均セリ価 格 (円)	平均体重 (kg)	kg単価 (円)	平均 DG
吉岐	雌	7	540,000 (463,000)	412,143 (354,556)	317 (255)	1,427 (1,524)	1.05 (0.82)
	去勢	2	639,000 (683,000)	535,500 (616,500)	349 (288)	1,688 (2,357)	1.20 (1.01)
熊本	雌	10	539,000 (772,000)	462,300 (486,385)	279 (291)	1,757 (1,831)	0.95 (0.98)
	去勢	8	617,000 (703,000)	562,125 (586,824)	305 (323)	2,025 (1,888)	1.10 (1.00)

死亡家畜の適正処理について

家畜の死体は**産業廃棄物**に分類されます。死体は**自己所有地であっても**埋却してはいけません。また、**子牛も例外ではなく**適正に処理しなければなりません。死亡畜は必ず死亡畜の**処理運搬業者**へ連絡し、適正に処理してください。なお、死亡牛は**BSE検査**を行う可能性がありますので、牛が死亡した場合は獣医師への連絡をお願いします。

※定期報告で報告している「埋却地」は、**通常の死亡家畜の埋却に使用してはいけません。**

■BSE検査対象牛

	現行	令和6年度以降
特定症状牛	全年齢	全年齢
起立不能、歩行困難牛	48か月齢以上	全月齢のBSEが否定できない症状を呈する牛
一般的な死亡牛	96か月齢以上	検査実施なし